

## 1. 米軍再編と地方自治について

普天間基地の辺野古移設を巡って、国と県の対立は急速にエスカレートし、抜き差しならないものになっています。沖縄県民を代表する知事と、その県民をも含む国民を代表する政府が、話し合いで解決することができず、司法の判断を求めて法廷闘争を行うという異常な事態になりました。どうして、こんなことになったのでしょうか。

原因の一つは、やはり沖縄県民の明白な意思に反して、辺野古移設を強行しようとするところにあると思います。

民意を尊重して、国と県が誠意を持って話し合う、それが民主主義の基本ですが、その根本ができていないことがここまで問題をこじらせている大きな原因だと思います。

そこで、知事にお聞きいたします。

住民の理解と協力なくして、どんな政策もうまくいくわけがありません。外交・防衛などの国策であろうと地方の政策であろうと、その考え方には何の変わりもありません。知事は県政の推進に当たって、県民の意思をどのように位置づけられておられるのか基本的な考え方をお答えください。

また、知事は、原発や米軍基地の問題などに関し、常々、立地自治体の意向を尊重するとされています。従って、地元の意思と国の方針が異なる場合にも、やはり、沖縄県知事のようにあくまで地元の意思を尊重するというお考えでしょうか、お尋ねいたします。

今回、国と県の対立を複雑にしている原因の一つに、法的な問題もあると思います。

先の国会での安全保障関連法の強行採決により、憲法を無視して憚らない政府の姿勢が明らかになりましたが、本県でも良好な住宅地の造成を目的とした愛宕山開発事業を突然廃止し、米軍基地にすることは、明らかに都市計画法に違反する行為です。

辺野古でも、沖縄県知事による埋立承認の取消しに対して、国は、行政不服審査法に基づき国土交通大臣に審査請求を行い、国土交通大臣は知事処分の執行停止を行いました。さらに、同大臣は、処分の撤回に向けて代執行の手続きに入りました。

行政不服審査法は、強い権限を持つ行政の処分に対して国民の権利を救済することを目的とするものであり、法律のどこにも国が不服申し立てをすることができるという規定はありません。また、地方自治法に規定されている代執行は、法律に基づく知事の権限を強制的に停止するというあくまで例外的なもので、よほどの違法行為がない限り安易に発動すべきものではないと思います。

こうした法律を無視した国の一方的なやり方は、憲法に規定される地方自治の明白な侵害であり、私たちも無関心ではられません。知事は地方自治という観点から今回の沖縄の問題をどのようにお考えでしょうか、知事の率直なご意見をお聞かせ下さい。

また、今回のように国が不服申し立てを行った例はあるのでしょうか。あれば例をお示しください。

また過去に国により、今回のような代執行が行われたことはあるのでしょうか。もしあるとすれば、わかりやすい例をあげて教えてください。

## 2. 米軍基地の騒音問題について

岩国基地周辺住民約650人が、騒音被害の救済を求めて提訴した岩国爆音訴訟の判決が、6年余の審理を経て10月15日、山口地方裁判所岩国支部で言い渡されました。主な内容は、岩国基地から生じる騒音被害を初めて明確に違法であると認定し、原告に総額約5億5千万円の損害賠償を認めたものであり、原告勝訴でした。

その判決文の中にはいくつか重要な指摘が含まれていますので、少しご紹介します。

「航空機による騒音被害は、原告らに、人間らしい生活を営むことができない深刻な被害を与えており、いくら基地が国防上必要だとしても、周辺住民の生活を犠牲にすることは許されない。」

「滑走路の沖合移設後も、原告の居住地域のかなりの部分では、相変わらず深刻な被害が生じている。」

「空母艦載機の移駐により、騒音の程度がさらに高まることが予想される。」

つまり、航空機の騒音により、基地周辺住民には普通の生活ができないほど甚大な被害が生じており、滑走路の沖合移設後も、そうした違法な状態が続いているので、岩国基地の設置や管理に大きな問題があるとされているのです。

これにより、国には、あらゆる騒音防止対策を講じ、違法状態をできるだけ早く解消する責任が生じ、空母艦載機の移駐により、騒音をさらに激化させることは、違法に違法を重ねることになり、法治国家として許されないことではないでしょうか。

そこで、知事にお聞きいたします。

今回の判決について、どのような感想をお持ちでしょうか。

今後、裁判は高等裁判所に移っていきますが、一定レベル以上の騒音は違法であるという認識は変わらないと思われ、県にも、国の違法行為から県民を守るといった責任が生じると思いますが、今後どのように対応されるお考えでしょうか。

空母艦載機の移駐について、県は以前から騒音など安全・安心という観点からは問題ないと一定の整理をされているようですが、騒音がさらに高まるとする今回の司法の判断とはかけ離れています。再度、この点を調査し直すべきだと思いたしますがいかがでしょうか。

また先日、岩国爆音訴訟の会から、今回の判決を受けて、山口県知事や岩国市長宛の要請書が出されていますが、知事は、ご覧になりましたでしょうか。

その中に、常時騒音測定箇所の増設、住居地上空での飛行禁止、空母艦載機移駐の拒否、日米合同委員会による「騒音防止協定」の締結などの要請が行われています。いずれも、違法な航空機騒音から県民の安全・安心を守るために必要不可欠なことです。この要請書に対して、どのように対応されるのでしょうか、お尋ねいたします。

## 3. 県の財政運営について

国においては、約4兆円規模の補正予算が組まれると報道されています。名目としては、一億総活躍社会など華やかな言葉が並んでいますが、要は、息切れ傾向にあるアベノミクスの下支えが狙いだと言われていています。

補正といえば、財務省の査定が甘くなり無駄な事業が積みあがるのが常で、過去、景気対策として補正予算が乱発されたことが、国・地方を通じて財政悪化の大きな要因の一つとなったことは記憶に新しいことです。

地方創生との関連で、すでに、プレミアム商品券や旅行券などが販売されていますが、今回の補正でさらに低年金者に一律3万円の給付が盛り込まれる予定と聞いています。お金をもらえる人は嬉しいかもしれませんが、要はばら撒きであり、効果はほとんどありません。巷間ではもっぱら体のいい選挙対策であろうと言われてっていますが、税金はもっと有効に使って欲しいものです。

また、現在国の来年度予算編成も行われていますが、当初予算としては4年連続で過去最大を更新し、97兆円程度になると報道されています。

現政権の一枚看板であるアベノミクスに翳りが見られる中で、国はさらに借金を増やし、財政は一段と悪化する恐れがあります。

一方で、本県の財政も大変厳しい状況にあります。

今議会初日の知事の議案説明の中でも、自ら率直に財政の厳しさを強調され、「持続可能な財政構造の確立に努める」とされていますが、財政が厳しいことは、前知事・前々知事の時代からずっとと言われており、それなりの対策もとってこられたのでしょうか、残念ながら一向に改善されず、むしろ悪化しているのではないのでしょうか。もはや通り一遍の説明だけでは説得力はありません。財政の建て直しのために何が必要なのか、それには知事のトップとしての明確な意思と強いリーダーシップが不可欠だと思います。財政の健全化に向けた知事としての決意をお聞きかせください。

また、知事は財政の厳しさを示すものとして、特に県債残高と財源調整用基金残高という二つの指標を具体的にあげて説明されていますが、多くの財政指標の中で、この二つの指標は、私たちの家計に例えれば、「借金」と「貯金」に当たるもので、県民の皆さんにもわかりやすいものだと思います。

そこで、知事に具体的にお伺いいたします。

県債残高と財源調整用基金の最近の推移と27年度末の見込みを教えてください。全国と同規模の県と比較してどのような水準にあるのでしょうか。今後、どのように借金を減らし、貯金を増やしていけるのか、その具体的方策を教えてください。

#### 4. いじめ問題について

岩手県の中学2年生がいじめが原因で自殺してしまった事件を受け、文科省が指示したいじめの再調査で、山口県の公立学校のいじめ件数が、約2.5倍の2170件であったと公表されました。

この数値が公表される直前の10月初旬、私は中学生の男の子を持つお母さんから相談を受けました。その内容は、2学期が始まってから急に息子さんに元気がなくなり、部活も休みがち、その上、同居している祖母や母親の財布からお金を持ち出しているようだというものでした。

その保護者は、学校の敷居が高く、また先生方がとても忙しそうなので相談に行きにくい、さらに、自分の子供がいじめられているということを、学校が認知することで、教職員の方々から特別な目で見られるようになるのではないかという不安もあるとおっしゃっていましたが、まず学校に行くことを勧めましたので、その後思い切って相談に行かれました。しかし、学校側の対応はそれは冷たいものだったそうです。息子さんはとても活発で元気に授業を受けておられ、部活も休まず、いじめがあることなど考えられません、という回答だったそうです。本当に息子のことを把握しているのか、きちんと調査すればすぐにわかるはずなのに、と学校に対して不信感だけが残ったと報告に來られました。

これを聞いて、生徒と多忙を極める教師、さらに学校組織との間で情報の共有ができていないことを強く感じました。学校で問題が起きると、教育委員会ではすぐにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにゆだねる傾向にあります。それ以前に、学校内でいじめを小さいうちに解決する対策が、一番急がれると思います。いつでも気軽に相談できる場や人を配置することが必要だと思います。

今回の再調査で件数が増加した原因の一つは、いじめを児童生徒間のトラブルを含む幅広い捉え方をしたとのことでした、それはつまり放っておけば命にも関わるかもしれない大きないじめの種がたくさん潜んでいるということの証です。保護者が相談しにくいという学校のハードルを下げ、学校内での連絡を密にすることが重要です。

先ほど提案したもっと身近に相談できる場、例えば小規模な支援教室や人（支援員など）の配置などは大きな効果があると考えます。いじめを受けて学校に行かなくなった生徒が、公立の図書館で司書の方と何をしてもなく毎日過ごしているうちに、学校に戻ることができたという事例もあります。

昨年策定された「山口県いじめ防止基本方針」では、地域人材の参画を得た学校組織体制の充実や、コミュニティースクールとの連携に取り組むとされています。児童生徒の悩みやいじめを小さいうちに見つけ対処すれば、解消率も上がります。いじめによるものだけでなく不登校の児童生徒を地元で暖かく救うために小規模の支援教室の充実をすべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、本来各校に常時配置されていることが理想のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについてお伺いいたします。私の情報では、市町の教育委員会に、スクールカウンセラーなどの充実を要望すると、そんな予算はありません、と冷たくあしらわれるそうです。実際の配置状況はどのようになっているのでしょうか。また、正規雇用・非正規雇用の割合、活用状況についても具体的に教えてください。